

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市納税通知書等送付用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において納税通知書等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書
- (2) 軽自動車税（種別割）納税通知書
- (3) 市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書
- (4) 国民健康保険税決定通知書兼納税通知書

(広告の内容)

第3条 封筒に掲載する広告の内容は、要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの
 - イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの
 - ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いにしたもの
 - エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの
 - オ 表現が誇大で事実と異なるもの
- (2) 市の業務の遂行に支障を及ぼすもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業の広告
- (5) 差別を助長するおそれのあるもの
- (6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告主)

第4条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載ができない。

- (1) 市税等の滞納がある事業者

(2) その他市税等の賦課徴収に関して、著しく支障をきたすおそれがあるもの
(広告掲載の箇所)

第5条 広告掲載の箇所は、各封筒の裏面とし、その詳細は蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱業者募集要項(以下「募集要項」という。)に定めるものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は、当該年度の納税通知書等を送付する期間とする。

(広告取扱業者の募集方法)

第7条 市長は、広告主を募集する取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)の募集を市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び広告取扱業者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項で定めるものとする。

(広告取扱いの申込み)

第8条 広告取扱いの申込みをしようとするものは、募集要項に基づき、蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 広告取扱いの申込みをしようとするものは、市税等の滞納をしている場合は申込みをすることができない。

(広告取扱業者の選定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告申込額が最も高いもの(以下この条において「候補者」という。)を広告取扱業者として選定する。

2 候補者が2者以上のときは、後日、候補者全員によるくじにより決定する。

3 前項の規定に基づくくじの実施日時と場所は、候補者に通知する。

4 くじに参加しなかった候補者及び遅刻した候補者は棄権したものとみなし、くじの結果について異議を申し立てることはできないものとする。

5 市長は、前条の規定による申込みをした者に対し、前各項の規定に基づく選定の結果を、蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱業者決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

6 選定された広告取扱業者は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

(広告主の募集及び掲載の決定)

第10条 広告主の募集は広告取扱業者が行い、広告取扱業者は、自らが広告の募

集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

- 2 広告取扱業者は、広告主及び広告内容について、事前に蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書（第3号様式）に別に定める書類を添付して、市長に申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において広告内容等の審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、広告取扱業者に対し、前項の審査の結果及び付帯条件等を、蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（広告原稿の作成）

第11条 広告の原稿は、広告取扱業者の責任及び負担において作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第12条 広告取扱業者は、広告掲載の決定後、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告内容の変更）

第13条 市長は、第9条第3項の規定により掲載を決定した広告について、必要に応じて審査委員会において審査を行い、当該審査の結果により、広告取扱業者に当該広告の内容等の改善を求めることができる。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告取扱業者は、市長が指定する期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を市長に提出しなければならない。

（広告取扱業者及び広告主の責務）

第14条 広告取扱業者及び広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告取扱業者及び広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告取扱業者及び広告主に前2項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

(広告掲載の付記事項)

第15条 広告掲載に当たっては、当該広告が事業者の広告であることを明確にするため、原則として、事業者の広告欄であること及び連絡先を明示するとともに、必要に応じ、広告内容に関する責任の帰属に関することその他の必要事項を広告に注記するものとする。

(広告掲載の中止)

第16条 市長は、封筒の広告の内容が不相当と認めるときは、封筒の広告掲載を中止することができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、封筒の広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月17日から施行し、平成27年度から通知する封筒から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月27日から施行し、平成27年度から通知する封筒から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度から通知する封筒から適用する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

市が募集する納税通知書等送付用封筒広告取扱いについて、関係書類を添えて申し込めます。市税等の滞納はありません。また、市が市税納付状況調査を行うことを承諾します。

広告掲載料 （ 147,000 円以上、 1,000 円単位で提示し て下さい）	円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。）
広告の募集方法	
担当者氏名	
電話番号及び F A X	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの） ・ 過去 2 年分の法人税及び法人事業税それぞれ未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その他）（発行後 3 か月以内のもの） ・ 未納のない申告書（蒲郡市に納税義務のない場合） ・ 事業所（会社）概要 ・ 広告案
その他	申込みに当たっては、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準、蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領の内容を遵守します。

第2号様式（第9条関係）

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱業者決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年 月 日付けで申込みのありました蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告
取扱いについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 広告取扱業者とします。
	<input type="checkbox"/> 広告取扱業者としません。(理由:)

第3号様式（第10条関係）

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

(広告取扱業者)

所在地

名称

代表者氏名

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告申込者

所在地	名称

2 添付書類 広告案

3 その他

上記の全ての広告申込者は、蒲郡市広告掲載基準第3条に規定する業種又は事業者には該当しません。また、市税等の納税状況を市が確認することに同意しています。

第4号様式（第10条関係）

蒲郡市納税通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

名称	可否の別	備考

2 付帯条件等